

## 鹿児島工業高等専門学校鍵取扱内規

### (目的)

第1条 鹿児島工業高等専門学校における鍵の取扱いについて規定することを目的とする。

### (鍵の区分)

第2条 鍵を次のとおり区分する。

- (1) マスターキー
- (2) 個別の鍵
  - ア 各玄関の鍵
  - イ 各室の鍵

### (鍵の複製)

第3条 マスターキー及び個別の鍵は、それぞれ3個一組とし、複製を禁止する。ただし、相当な事由がある場合、不動産管理役の承認を経て複製することができる。

### (鍵の保管)

第4条 マスターキー及び個別の鍵は、総務係及び施設係において厳重に保管する。ただし、個別の鍵は、各建物の代表責任者が必要な場合、施設係の鍵受渡簿により保管させることができる。

### (鍵の貸出)

第5条 マスターキーは、他に貸し出してはならない。

- 2 個別の鍵は、保全業務等の履行に必要な場合、総務係又は施設係の鍵貸出簿により貸し出すことができる。

### (鍵の変更)

第6条 個別の鍵は、変更を禁止する。

ただし、相当な事由がある場合、不動産管理役の承認を経て変更することができる。

### (鍵の紛失)

第7条 個別の鍵を利用する者は、紛失した場合、直ちにその旨を施設係に届けなければならない。

### (鍵の返却)

第8条 退職等により、個別の鍵を利用しなくなった場合、速やかに施設係に返却しなけ

ればならない。

(その他)

第9条 学寮建物の鍵の取扱いについては、別に定める。

附 則

この内規は、平成31年2月26日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

